

Stop！ハラスメント

「しない・させない・ゆるさない」 by ハラスメント防止委員会

「自爆営業」はパワハラ、厚労省が明記へ 企業に防止促す

2024.12.16

No.28

『ノルマを達成するために自腹で商品を買取る「自爆営業」について、厚生労働省はパワハラに該当する場合もあるとして指針に明記する方針だ。自爆営業は法律上の規制が明確でなく、放置されている事例も多い。企業に注意喚起して未然防止を促す。』

日経新聞 2024.11.25朝刊より

最近の新聞やネットでは、時節柄「パワハラ」の記事を見ない日はほとんどありません。そのためか「パワハラとは何か？」に詳しくなられた方も多いことでしょう。今回は「自爆営業」のパワハラ性について厚労省が検討し始めたことについての記事です。我々の業界とはあまり関係ありませんが、世の中の流れを知る観点からご紹介します。

『自爆営業は使用者としての立場を利用し、従業員に不要な商品の購入を強要したり、ノルマを達成できない場合に自腹で契約を結ばせたりする行為を指す。郵便局での年賀はがきの販売ノルマを発端に社会的な関心が高まった。一部のコンビニでは売れ残った恵方巻きやケーキの購入を求められる慣習があるという。』

『厚労省は自爆営業をパワハラ防止に関する指針に明記する。

- ① **優越的な関係を背景とした言動、**
- ② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、**
- ③ **労働者の就業環境が害されるものという3要件**を満たすとパワハラに該当すると盛り込む。自爆営業が直ちにパワハラとなるわけではない。』

自爆営業の例	
	【中古車販売店】 展示車両の自動車保険を自腹で契約
	【コンビニ】 売れ残った恵方巻きやケーキの購入
	【飲食店】 注文ミスや作り間違えた料理の購入
	【アパレルショップ】 制服として最新服を自腹で購入
	【郵便局】 年賀はがきの買い取り
	【ドラッグストア】 販売ノルマ未達成時の買い取り

(出所) 規制改革推進会議の資料

NIKKEI

自爆してでも目標達成にこだわる社員の姿勢は評価に値するかもしれませんが、その過剰なプレッシャーによって歪んだ行動をせざるを得ないのであれば問題です。もう、そういうことに疑問を感じなかった時代ではなくなっています。世の中の価値観はどんどん見直されています。(八木)

本稿は職員相談センターにて作成しています (八木)

☎:080-9707-0020 ✉:d-yagi@kouzenkai.or.jp